

第6回品質保証検討会 議事録

1. 日時 平成15年9月25日(木) 13:30~16:50

2. 場所 航空会館 7階701会議室

3. 出席者(敬称略,五十音順)

出席委員 : 唐澤主査(東京電力), 穴原(東京電力), 今村(三菱重工業), 岩田(核燃料サイクル開発機構), 柿山(九州電力), 齋藤(三菱電機), 佐藤(四国電力), 首藤(電源開発), 鈴木(中部電力), 須藤(日本原子力発電), 清野(原子力安全・保安院), 高橋(富士電機), 辰巳(北陸電力), 中野(原子力発電技術機構), 矢作(東芝), 結城(原子力安全・保安院), 吉岡(中国電力), 渡邊(東京電力)

代理委員 : 小森(関西電力 白崎代理), 菅原(北海道電力 松村代理), 高橋(東北電力 南條代理), 森谷(日立製作所 下川代理), 宮口(石川島播磨重工業 三枝代理)

欠席委員 :

オブザーバ : [分科会委員] 吉村(日本原燃), [説明者] 溝内(関西電力), [その他] 伊東(三菱原子燃料), 児玉(原子力安全・保安院), 近藤(東京電力), 七種(内閣府原子力安全委員会事務局), 示野(電気事業連合会), 南(内閣府原子力安全委員会事務局)

事務局 : 上山, 国則(日本電気協会)

4. 配付資料

資料 No.6-1 第5回品質保証検討会 議事録(案)

資料 No.6-2 JEAC4111 原子力発電所における安全確保のための品質保証規程制定案

資料 No.6-2-1 同上 公衆審査意見対応

資料 No.6-2-2 同上 公衆審査版追加修正箇所

資料 No.6-2-3 規制要求事項と JEAC4111-2003 の比較

資料 No.6-3 JEAG4121 原子力発電所における安全確保のための品質保証指針(運転段階) 制定案

資料 No.6-3-1 同上 品質保証分科会書面投票結果

資料 No.6-3-2 同上 品質保証分科会書面投票意見対応

5. 議事

(1) 検討会委員の自己紹介と定足数の確認

出席委員が自己紹介の後、出席委員数が定足（議案決議の条件として、委員の3分の2以上の出席が必要）を満たしていることが確認された。

(2) 第5回品質保証検討会 議事録（案）について

本年9月18日に電子メールで委員に配信済みの、資料 No.6-1「第5回品質保証検討会 議事録（案）」について、5.(2)のタイトルを「第4回品質保証検討会 議事録（案）」について」に修正し正式な議事録とすることが承認された。

(3) JEAC4111 原子力発電所における安全確保のための品質保証規程制定案について

渡邊品質保証合同作業会主査より、資料 No.6-2, 6-2-1～3 に基づき JEAC4111 制定案の公衆審査版からの修正内容が紹介された。

内容について議論の上、9月29日開催の第8回品質保証分科会には、資料 No.6-2, 6-2-1, 6-2-2 については本日の議論を踏まえた修正版を、資料 No.6-2-3 は現版を提案することが承認された。

資料に関する主な議論の内容は以下のとおり。[(Q) 質問, (A) 回答, (C) コメント]

(C) 資料 No.6-2-1 公衆審査意見対応の回答の文章は、次回規格委員会で JEAC4111 制定後意見者に連絡されることを踏まえ、例えば3-1の「・・・, JEAC4111-2003を制定しています。」を「・・・, JEAC4111-2003を制定しました。」にする等、時制を適切に修正すること。

(C) 資料 No.6-2-2 公衆審査版追加修正箇所の No.1 について、標題をこの主旨で修正する場合は、本文中にも同様の主旨で修正した方がよいと思われる箇所が20箇所程度ある。標題のみを修正する案が出されているが、規程の Integrity の維持という観点からは、標題と本文の該当箇所と両方修正するか、両方修正しないかのどちらかがよいのではないか。

(C) 現案のままとして、ただし「解説3-1」に標題と本文との記載について説明を加えるのがよいのではないか。

(A) 3通りの修正案が出されたが、審議の結果、本件については分科会で最終的な決議を諮ることとし、分科会への提案資料は、標題から「確保」を削除することとした。

(Q) 同上資料の No.7 について、ISO では「試験」と「検査」は厳密に定義が区別されているが、今回「検査及び試験」とまとめた記載にする理由は何か？

(A) ISO でも「検査及び試験」という One Word で記載されている箇所がある。同様に

IAEA に於いても、「試験」でも合否判定を伴うものがあることや、原子力分野での実際の使われ方でも、「試験」と「検査」を厳密に分類していない例も多々あること、同じく JEAC-4209 規程での使われ方も両者を厳密に分類していないことから、「検査及び試験」とまとめることとしたものである。

- (Q) 日常のサーベランスについても独立性を求められると考えるべきか？
- (A) 独立の程度を定めればよい。
- (A) 他の規格では両者を厳密に分けている例もあり、誤解が生じないように今回両者をまとめたという説明を定義及び解説に加えることとする。また、8.2.4(2)等では「検査・試験要員」という似て非なる表現があるため、用語の表現を統一する。

- (Q) 同上資料の No.9 について、「設計・開発の一部をアウトソースする場合の」とすると、全てをアウトソースする場合に適用外と読む可能性はないか？
- (A) 仕様書を作る行為など事業者が必ず行う部分がある。また、ISO とは異なり、JEAC の 7 章には適用除外はないという前提があり、設計・開発の全てをアウトソースすることは認められない。一方、当該の 7.3.5 の参考は要求事項と読めるため削除し、設計・開発の検証のひとつに、供給者の設計・開発のレビューによる方法もあることなど、[解説 7.3.5] および JEAC に適切な記載を追加する。

- (C) 同上資料には含まれていないが、JEAC について、「0.4 引用規格及び参考文献」の記載と、引用規格と参考文献の分類を見直し、解説 I の「4.5 トップマネジメントについて」の記載を追加した。
- (C) 「4.5 トップマネジメントについて」の記載中、「ISO9000 で定義されるものを明確化した」は「ISO9000 で定義されるものを特定した」と修正すべき。

- (Q) 「0.序論」の内容は電事法なども含めて解釈すべきか？
- (A) JEAC4209 が保安規定に入り、炉規法の下で電事法で呼ばれる施設も含めて体系立てて保守管理することになり、「6.3 原子力施設」も同様に、原子力安全のために必要な原子力施設を明確にし維持管理することを要求している。

- (Q) 解説 I 「4.5 トップマネジメントについて」の中の、「自ら指揮して取り組む必要がある」の意味はどう解釈すればよいか？
- (A) トップマネジメントに対する要求事項が形骸化せず実態が伴うように、トップマネジメントの指揮の下管理責任者が必要なお膳立てを行い、トップマネジメントが確認判断するような仕組みを許容したものである。
- (Q) トップマネジメントを頂点とした大きな QMS の中に、事業部や発電所単位の小さな QMS を作ってもよいか？

- (A) PDCA を効果的に回すために、実際の業務に合せた小さな QMS を作ってもよいが、全体の枠組みはトップマネジメントを頂点とした大きな QMS で作り、小さな QMS のマネジメントレビューの結果を大きな QMS のトップマネジメントに報告する仕組みや、小さな QMS だけでは判断、処理できない事項などについて、大きな QMS で判断、処理する仕組みを設ける必要がある。
- (C) これらの内容は JEAG に詳しい説明を含めるのがよい。

- (4) JEAG4121 原子力発電所における安全のための品質保証指針（運転段階）制定案について
溝内品質保証合同作業会幹事より、資料 No.6-3, No.6-3-1～2 に基づき JEAG4121 制定案の第 5 回検討会版からの修正内容が紹介された。

内容について議論の上、9 月 29 日開催の第 8 回品質保証分科会には、JEAC の修正内容も含め、本日の議論を踏まえた修正版の資料を提案することが承認された。

資料に関する主な議論の内容は以下のとおり。〔(Q) 質問, (A) 回答〕

- (Q) 資料 No.6-3-2 品質保証分科会書面投票意見対応の No.2-2 について、発電所の品質マニュアルであっても、マネジメントレビューのレビュー後に承認されるという解説は必要か？
 - (A) 不要であり、記載を適切に修正する。
- (Q) 8.3 不適合管理 (5) の例示は、例示として適切か？
 - (A) ISO における「引渡し後」は顧客を対象としており、リリースではなく組織の QMS の外に出たものを意味するという考え方の説明と例示内容の見直しを検討する。

以 上